

令和6年度

中小企業 サポートガイドブック

経営者

創業者

勤労者

就職希望者



経営力を
向上したい



資金調達したい



創業に関する
相談をしたい



販路拡大したい



スキルアップ
したい



練馬区

はじめに

このガイドブックは、区内中小企業の皆様、区内で創業・起業を考えている方、区内在勤の方、就職を希望される方を対象にした、練馬ビジネスサポートセンターをはじめとする関係機関が実施している主要な産業振興施策を紹介したものです。企業経営等にご活用いただければ幸いです。

なお、本書で紹介しているのは、事業や制度のあらましです。詳しい内容、利用方法などについてはそれぞれの担当機関にお問い合わせください。

本書の構成

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

就職希望者向け

この頁に掲載されている施策の対象者を表しています。

それぞれの施策ごとの対象者を表しています。は、練馬ビジネスサポートセンター（P.2 参照）の施策であることを表しています。

章タイトル

経営者向け

創業者向け

A 練馬ビジネスサポートセンター

練馬ビジネスサポートセンター（愛称：ネリサポ）は、区内中小企業の皆様やこれから創業をお考えの方をサポートする総合窓口です。

事業のことや創業のこと、お悩みのことがございましたら、まずはネリサポにお問い合わせください。（ご相談は無料です）

もっと集客したい！

お店を改装したい

経験豊富な中小企業診断士等がご相談を受けます。

相談内容に応じて、専門家と一緒に課題解決をします。

専門相談（窓口相談・出張相談）

- 法律相談**
経営に関する法的な問題を弁護士が解決に向けサポート
- デジタルサポート相談**
デジタルを活用した経営の効率化、経費の削減を中小企業診断士がサポート
- 労務相談**
労働関係上の問題を社会保険労務士が解決に向けサポート
- 販路拡大・集客相談**
知識と経験のあるビジネスマネージャーが市場開拓、販路拡大などをサポート
- 経費相談**
経営全般に関する課題や悩みに対して中小企業診断士がサポート
- 税務相談**
事業経営における税務、会計などを税理士がサポート

※詳しい概要についてはP.3を参照

セミナーの開催 P.21～

- 創業セミナー
- 経営者セミナーなど

販路拡大事業 P.25～

- ビジネスマッチング

助成制度 P.12～

- 各種補助金など

情報提供

- 国・東京都の補助金制度に関する情報
- 区内中小企業の状況に関する情報

融資（練馬区経済課融資係） P.6～

- 中小企業融資あっせんなど

TEL : 03-6757-2020

練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階
練馬区立市民・産業プラザ内





経営者向け

創業者向け

B ビジネスの悩みを相談したい

ネリサポにて実施。ネリサポ P.2 参照

1 総合相談

中小企業の経営支援や起業支援の知識と経験を持った中小企業診断士等が常駐し、随時、来所・オンライン・電話での相談に応じます。相談日時：月～金曜日 9時～17時

2 起業・創業相談

起業・創業をお考えの方や、起業して間もない方の各種相談、資金計画等について、常駐している中小企業診断士等が、来所・オンライン・電話にて相談に応じます。相談日時：月～金曜日 9時～17時

3 専門相談

経営や起業についての悩みや課題について、曜日ごとに「法律」「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」の各分野の専門家が相談員として無料で相談を行い、継続的な相談を通じて、解決に向けた提案やアドバイスを行います。

「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」については、オンライン相談も実施しています。

相談窓口の概要

相談費用	無料
相談時間	原則として1回の相談時間は1時間 ※相談時には、相談員の記録管理の時間も含まれています。
申込み	来所または電話で、直接お申込みください。【予約制】※総合相談は随時受付
相談事業利用にあたっての留意事項	● 税務申告や許認可申請などに必要な各種申請書・届出書などの作成代行等はいたしかねます。 ● 書類作成を専門家に依頼したい相談者の方には、内容に応じて専門家の窓口をご紹介します。

相談分野と担当する相談員について

曜日	時間	相談分野	相談員	対象者・相談内容
月曜日	9時～12時	法律	弁護士	契約や取引条件、取引先や顧客とのトラブルなど、経営に関する法的な相談
	13時～17時	デジタルサポート	中小企業診断士	脱手書きからデジタル化の基礎、データ分析、ソフト・システムなどに関する相談
火曜日	9時～13時	税務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談
	13時～17時	労務（経営者向け）	社会保険労務士	雇用主としての社会保険の手続き、就業規則の作成など、労務に関する相談
水曜日	9時～17時	販路拡大・集客	ビジネスマネージャー デザイナー	自社製品・サービスの魅力を活かした販路開拓や集客、情報発信についての相談 ※相談内容によっては、デザイナーが販促物のデザインのご相談に応じます。
木曜日	13時～17時	経営全般	中小企業診断士	事業計画や資金計画、資金調達、事業承継など、経営全般についての相談
金曜日	13時～17時	税務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談

お申込み・問い合わせ先 練馬ビジネスサポートセンター TEL : 03-6757-2020

経営者向け

創業者向け

ビジネスの悩みを相談したい

ビジネスの悩みを相談したい

2

3



A 練馬ビジネスサポートセンター		経営者向け	創業者向け	2		
B ビジネスの悩みを相談したい		経営者向け	創業者向け	3		
1 総合相談	3	5 ワンストップ相談による特定創業支援等事業	4			
2 起業・創業相談	3	6 合同経営相談会	5			
3 専門相談	3	7 女性向け個別相談会	5			
4 出張相談	4	8 専門家派遣	5			
C 資金調達したい		経営者向け	創業者向け	6		
1 産業融資あっせん	6	3 セーフティネット保証制度の認定	11			
2 マル経融資への利子補給	11					
D 補助金・助成金を活用したい		経営者向け	創業者向け	12		
1 ホームページ作成費補助	12	7 専門家派遣費用補助	17			
2 見本市等出展費用補助	13	8 個店連携イベント支援事業補助	17			
3 各種認証等の取得支援補助	14	9 練馬区福祉のまちづくり整備助成	18			
4 産業財産権の取得支援補助	14	10 練馬区耐震化促進事業助成	19			
5 商店街空き店舗入居促進補助	15	11 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助	20			
6 新規ビジネスチャレンジ補助	16					
E セミナー・商談会を活用したい		経営者向け	創業者向け	勤労者向け	21	
1 創業！ねりま塾	21	5 一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー	23			
2 経営者セミナー	22	6 東京商工会議所の講演会・セミナー	24			
3 ネリサポ オンラインセミナー	23	7 (公社)練馬東法人会・(公社)練馬西法人会の各種研修会	24			
4 企業・事業所向けワーク・ライフ・ バランスセミナー	23	8 練馬産業見本市	25			
		9 練馬ビジネスチャンス交流会	25			
F 勤労者の福利厚生等に関すること		経営者向け	勤労者向け	26		
1 ねりまファミリーパック	26	3 労働意識の啓発事業	27			
2 中小企業等従業員表彰	26					
G 区内施設を利用したい		経営者向け	創業者向け	勤労者向け	就職希望者向け	28
H 働きたい・雇用したい		経営者向け	就職希望者向け	30		
1 内職紹介	30	3 就職面接会 in 練馬	31			
2 仕事紹介	30					
I 国・都の施策情報が知りたい		経営者向け	創業者向け	勤労者向け	就職希望者向け	32
1 ミラサポ plus	32	3 公益財団法人 東京都中小企業振興公社	32			
2 中小企業ビジネス支援サイト J-Net 21	32	4 TOKYO はたらくネット (東京都)	32			

コラム

「職場でのハラスメント」に注意しましょう！

- ① 「職場でのハラスメント」って何？ 18
- ② 「職場でのハラスメント」練馬区の調査では 25
- ③ 「職場でのハラスメント」防止のために 29

A 練馬ビジネスサポートセンター



練馬ビジネスサポートセンター（愛称：ネリサポ）は、区内中小企業の皆様やこれから創業をお考えの方をサポートする総合窓口です。

事業のことや創業のことで、お悩みのことがございましたら、まずはネリサポにお問い合わせください。（ご相談は無料です）



専門相談（窓口相談・出張相談）

法律相談

経営に関する法的な問題を弁護士が解決に向けサポート

デジタルサポート相談

デジタルを活用した経営の効率化、経費の削減を中小企業診断士がサポート

労務相談

労働関係上の問題を社会保険労務士が解決に向けサポート

販路拡大・集客相談

知識と経験のあるビジネスマネージャーが市場開拓、販売促進などをサポート

経営相談

経営全般に関する課題や悩みに対して中小企業診断士がサポート

税務相談

事業経営における税務、会計などを税理士がサポート

※詳しい概要についてはP. 3～を参照

セミナーの開催

P. 21～

- 創業セミナー
- 経営者セミナーなど

販路拡大事業

P. 25～

- ビジネスマッチング

助成制度

P. 12～

- 各種補助金など

情報提供

- 国・東京都の補助金制度に関する情報
- 区内中小企業の景況に関する情報

融資（練馬区経済課融資係）

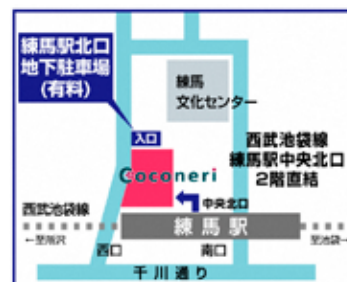
P. 6～

- 中小企業融資あっせんなど



TEL : 03-6757-2020

練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階
練馬区立区民・産業プラザ内



B ビジネスの悩みを相談したい



ネリサポにて実施。ネリサポ P.2 参照

1 総合相談

経営者向け

創業者向け



中小企業の経営支援や起業支援の知識と経験を持った中小企業診断士等が常駐し、随時、来所・オンライン・電話での相談に応じます。 相談日時：月～金曜日 9時～17時

2 起業・創業相談

創業者向け



起業・創業をお考えの方や、起業して間もない方の各種相談、資金計画等について、常駐している中小企業診断士等が、来所・オンライン・電話にて相談に応じます。

相談日時：月～金曜日 9時～17時

3 専門相談

経営者向け

創業者向け



経営や起業についての悩みや課題について、曜日ごとに「法律」「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」の各分野の専門家が相談員として無料で相談を行い、継続的な相談を通じて、解決に向けた提案やアドバイスをします。

「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」については、オンライン相談も実施しています。

相談窓口の概要

相談費用	無 料
相談時間	原則として1回の相談時間は1時間 ※相談時間には、相談員の記録整理の時間も含まれています。
申 込 み	来所または電話で、直接お申込みください。【予約制】※総合相談は随時受付
相談事業利用にあたっての留意事項	● 税務申告や許認可申請などに必要な各種申請書・届出書などの作成代行等はいたしかねます。 ● 書類作成を専門家に依頼したい相談者の方には、内容に応じて専門家団体の窓口をご紹介します。

相談分野と担当する相談員について

曜日	時間	相談分野	相談員	対象者・相談内容
月曜日	9時～12時	法 律	弁護士	契約や取引条件、取引先や顧客とのトラブルなど、経営に関する法的な相談
	13時～17時	デジタルサポート	中小企業診断士	脱手書きからデジタル化の基礎、データ分析、ソフト・システムなどに関する相談
火曜日	9時～13時	税 務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談
	13時～17時	労務（経営者向け）	社会保険労務士	雇用主としての社会保険の手続き、就業規則の見直しなど、労務に関する相談
水曜日	9時～17時	販路拡大・集客	ビジネスマネージャー デザイナー	自社製品・サービスの強みを活かした販路開拓や集客、情報発信についての相談 ※相談内容によっては、デザイナーが販促物等のデザインのご相談に応じます。
木曜日	13時～17時	経営全般	中小企業診断士	事業計画や資金計画、資金調達、事業承継など、経営全般についての相談
金曜日	13時～17時	税 務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

東京商工会議所練馬支部の経営相談、窓口専門相談（無料・予約制）

東京商工会議所練馬支部では小規模事業者の経営改善を支援していくために経営に関する様々な相談に応じます。
窓口専門相談日程（13時～16時）

法律	弁護士による相談	毎月第2金曜日	※いずれの窓口も8月および祝日は休止 ※相談日程は、変更になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
税務	税理士による相談	毎月第2火曜日（1～3月は毎週火曜日開催） ※3月は11日まで	
IT	ITコンサルタントによる相談	毎月第3水曜日	
労務	社会保険労務士による相談	毎月第3木曜日	
金融・経営	経営指導員による相談	平日（8月も実施）	

東京商工会議所練馬支部：〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 TEL：03-3994-6521 FAX：03-3994-6589

4 出張相談

経営者向け

創業者向け



ネリサポの各種相談（総合相談、起業・創業相談、専門相談 P.3）を利用された方で、相談が継続し、その内容から事務所や店舗の実地での相談が必要な方については、ネリサポの出張相談員が相談に伺います。※法律相談は除く。

概要

- 中小企業診断士等が相談を伺ったうえで、必要な方に利用をご案内します。
- 1回の出張相談は2時間以内です。

対象者

ネリサポに経営課題の相談をされた区内中小企業者の方で、相談が継続し、原則として、中小企業診断士等が事業所等の実地で相談・支援が必要と判断して、利用案内をした方。

※相談が継続する場合でも、特に実地の相談を必要としない場合は、総合相談、起業・創業相談、専門相談での支援をご案内します。

ご利用の案内を受けた方

出張相談の利用案内を受けた方は、ネリサポへ申込書を提出してください。

5 ワンストップ相談による特定創業支援等事業

創業者向け



創業する方または創業後5年未満の方に行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材育成の知識を全て身に付けることができる事業をいいます。

専門家の支援を受け、練馬区から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けることで、P.22の優遇措置が受けられます。また、P.10の創業支援特別貸付の対象事業となっています。

対象者

練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方

受講方法

集団講義 2時間×4回（オンライン）

個別相談 1時間×2回（オンライン）

日程

年度内10ターム（予定）

費用

20,000円

申込方法

ネリサポのホームページよりお申し込みください。

6 合同経営相談会

経営者向け

創業者向け



税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が集結し、相談に応じます。

対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

参加費

無 料

日程 ※5月は既に締切りました

5月18日(土)、10月13日(日)

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。

場所

区民・産業プラザ研修室 1

7 女性向け個別相談会

経営者向け

創業者向け



練馬区で事業を行っている女性、練馬区で起業したい女性などを対象とし、女性の専門家による個別相談会を開催します。オンライン相談も実施しています。

対象者

練馬区で事業を行っている女性、
練馬区で起業したい女性

参加費

無 料

日程

月1回程度

場所

練馬ビジネスサポートセンター

※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

8 専門家派遣

経営者向け

創業者向け

東京商工会議所練馬支部の専門家派遣(エキスパートバンク)(無料)

エキスパートバンクは、様々な問題に直面する小規模事業者(創業予定者含む)の経営・技術等の強化を支援する事業です。ご要望に応じて、東京商工会議所に登録された専門家を派遣し、問題の解決を支援します。

① ご相談は無料

② 対象は小規模事業者・創業予定者(商業・サービス業は常用従業員5人以下、その他事業は20人以下の企業)

③ 企業秘密は厳守

お申込み・問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

TEL : 03-3994-6521

FAX : 03-3994-6589

C 資金調達したい



1 産業融資あっせん

経営者向け

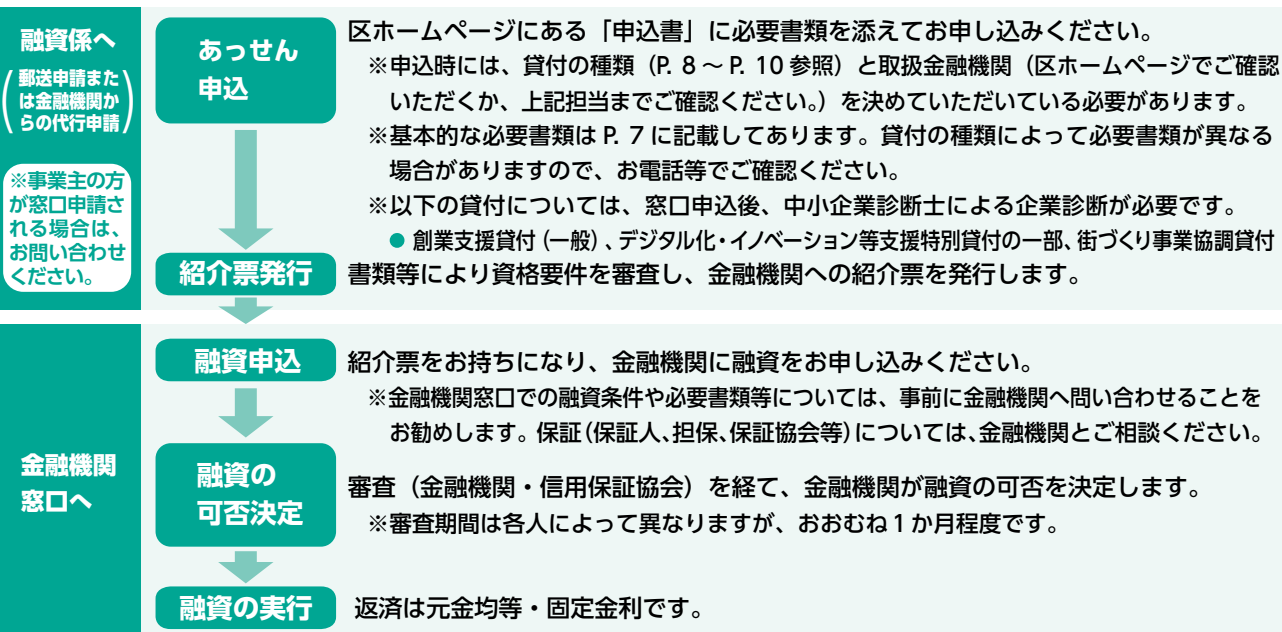
創業者向け

練馬区では、取扱金融機関の協力により融資のあっせんを行っています。区が直接資金をお貸しするのではなく、区が金融機関による融資のあっせんをするとともに、利子の一部を補給することで、返済の負担を軽減する制度です。

問い合わせ先 練馬区経済課融資係 TEL: 03-5984-2673



申込みから融資の実行まで



ご利用いただける方 ※詳細につきましては、事前に融資係へご確認ください。

業種およびその事業規模 (資本金・従業員数)	
製造・運輸・建設業など	資本金 3 億円以下、または従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下、または従業員 100 人以下
小売業・飲食業	資本金 5,000 万円以下、または従業員 50 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下、または従業員 100 人以下
医療法人など	従業員 300 人以下

- ① 主たる事業が、上記の業種 (信用保証協会の保証対象業種に限る) および規模に当てはまっていること。
 - (1) 保証対象業種とは、一般的な商工業のほとんどの業種が該当します。対象外となるものは、農林・漁業、金融業、風俗関連営業、非営利事業 (NPO 法人を除く)、宗教法人、学校法人等です。
 - (2) 「主たる事業」とは、確定申告 (法人の場合は定款) に記載があり、総収入または総販売額の最も多いもの、または主要活動となるものを指します。なお、給与所得者の副業 (事業収入より給与収入の方が多い場合) は対象になりません。
- ② 融資対象となる事業を 1 年以上営んでおり、確定申告をしていること。
 - (1) 法人は、登記上の本店所在地が 1 年以上前から練馬区内にあること。
 - (2) 個人は、主たる事業所所在地または住所が 1 年以上前から練馬区内にあること。
- ③ 許認可・届出等を必要とする業種の場合は、その許可を受けていること。
- ④ 個人事業主については納期の到来している区税 (住民税および軽自動車税) を、法人については納期の到来している法人住民税を完納していること。
- ⑤ 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。
- ⑥ 融資を受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。

※生活資金、住宅資金、投機資金等には使えません。
- ⑦ 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと。

各貸付共通の必要書類等

個人事業者		法人
1	申込書 印鑑（実印または認印）を押印 ※スタンプ印不可	申込書 法人代表印（実印）を押印
2	● 白色申告：直近の確定申告書と内訳書 ● 青色申告：直近の確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿） ※いずれも税務署あるいは青色申告会受付印のあるもの、または電子申告済みのもの（受信通知要添付）	直近の確定申告書と決算書類一式 ※税務署受付印のあるもの、または電子申告済みのもの（受信通知要添付）
3	● 区内在住の方 区税（住民税および軽自動車税）の納付から2週間以内にお申込みの場合は、その領収証か通帳（口座振替の場合） ● 区外在住の方 住民税の領収証および納税通知書、または納税証明書 ※申込月により必要な領収書が異なります（注1） ※口座引き落としの場合は、通帳と納税通知書 ※住民税が非課税の場合は、非課税証明書	法人住民税の納税証明書（都税事務所） ※練馬都税事務所 TEL：03-3993-2261 ※法人事業税の証明書は不要です。
4	住民票（発行から3か月以内） ※練馬区に住民登録がある方は不要	履歴事項全部証明書（発行から3か月以内）
5	申し込み時点で有効な許認可証・開設届等（飲食業など許認可や届出が必要な業種）	
6	業者作成の正式な見積書または支払前の請求書・契約書（設備資金の申込の場合）（注2）	
7	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	

※郵送いただいた書類は返却しませんので、コピーをお送りください。

〈注1〉住民税の領収書は、以下で該当するものをお持ちください。

申込月	個人事業者
4・5・6月	前年度1～4期分
7・8月	当年度 1期分
9・10月	当年度1・2期分
11・12・1月	当年度1～3期分
2・3月	当年度1～4期分

〈注2〉見積書等については、以下のとおりとなります。

- 設備資金は、見積金額の範囲内でお申し込みできます（1万円未満切り捨て）。
- 納入業者・施工業者作成で署名・発行日の記載が必要です。
なお、表題が「計算書」「注文書」「商談メモ」の場合や、自社見積りでは、お申し込みできません。
- 見積書のあて先は個人事業主の場合は代表者氏名が、法人の場合は法人名が明記されているものが必要となります。
- 金額の内訳が必要です。「一式」のように内容の記載がない場合は受付できません。
- 事業用普通乗用車（3・5・7ナンバー）購入の場合、300万円があっせんの限度となります。
- 個人タクシー購入の場合、あっせんの限度額は400万円です。
- 事業所兼住宅の工事費等の貸付である場合は、事業所部分のみがあっせん対象となります。

練馬区産業融資あっせん制度貸付種類一覧

- 貸付期間（据置期間を含む）は、貸付金額が1千万円以下のときは7年以内（「[5](#) 年末短期貸付」は11か月以内）です。1千万円を超えるとときは10年以内です。
- 貸付金額の上限額（資金限度額）には、申込時点の同一貸付種類の貸付残高を含みます。
- 金利負担のうち、利用者の負担金利は0.2～0.9%です。1.1～1.8%は区が負担します（「[15](#) 創業支援特別貸付」では区負担金利0.8%）。金利はいずれも固定金利です。
- 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
- 特別貸付（次ページ[9](#) [10](#) [11](#) [12](#) [13](#) [15](#)）では信用保証料の補助があります。
- 企業診断は、申込後に練馬ビジネスサポートセンターが行います（無料）。

一般貸付

貸付種類と資格要件		資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
①	普通貸付	2,500 万円	6 か月	0.9%	1.1%
	P.6「ご利用いただける方」に記載の条件 ①～⑦を満たしていること。				
	〈商店会加入者優遇措置〉	500 万円※上項限度額内	6 か月	0.4%	1.6%
1. 上記の普通貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。					
②	小規模企業小口貸付	2,000 万円	6 か月	0.9%	1.1%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。（ただし、NPO法人は対象外。）				
	2. 従業員が 20人以下（卸・小売・飲食・サービス業は 5人以下）であること。				
③	3. 信用保証協会の保証を利用し、当該融資を含めた信用保証付融資残高が2,000万円以下であること。				
	※東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助を利用できます。				
	〈商店会加入者優遇措置〉	500 万円※上項限度額内	6 か月	0.4%	1.6%
1. 上記の小規模企業小口貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。					
④	新旧債務一本化貸付	2,500 万円	6 か月	0.9%	1.1%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. 融資実行後 1 年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による債務（旧債務）が対象です（運転資金として扱います）。				
⑤	3. 旧債務（新旧債務一本化貸付および新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を除く）を一括返済するための資金と、新たな資金とを一本化するためのものであること。				
	4. 取扱金融機関は、旧債務のある金融機関の同一支店であること。				
	災害貸付	500 万円	12 か月	0.4%	1.6%
⑥	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. 火災・風水害等により設備などに被害を受け、被災（り災）証明書が発行されていること。				
	年末短期貸付	300 万円（運転資金）	1 か月	0.4%	1.6%
⑦	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	※受付期間：10 月～ 11 月				

	貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
一般貸付	街づくり事業協調貸付	1,000 万円	6 か月	0.4%	1.6%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. 都市計画事業等公共事業の施行に伴って移転等を行う、従業員が 5 人以下の事業者であること。				
	3. 移転等の後も、引き続き区内で同一事業を営み、設備等の近代化を図るものであること。				
一般貸付	4. 企業診断により適格と認められること。				
	団体貸付	法人 2,500 万円 任意団体 2,000 万円	6 か月	0.4%	1.6%
	1. 区内に団体の主たる事務所有し、4 人以上で組織されている商工業団体であること。				
	2. 構成員の 3 分の 2 以上が、区内に主たる事業所有し保証対象業種を営む事業者であること。				
一般貸付	3. 法人は確定申告と法人住民税を完納し、任意団体は代表者が確定申告と住民税を完納していること。				
	商店街整備資金貸付	商店会 5,000 万円 会 員 2,000 万円 (設備資金)	6 か月	0.4%	1.6%
	1. 普通貸付または団体貸付の要件を満たしていること。				
	2. 練馬区いきいき商店街支援事業補助金交付要綱等に基づく補助金の交付決定を受けた、共同施設の整備等を行う商店会または店舗の整備を行う商店会の会員であること。				
特別貸付	景気対策特別貸付	1,500 万円	12 か月	0.2%	1.8%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. 申込月の 3 か月前の月を含む連続した 3 か月または 12 か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較し売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少していること。				
	地球温暖化等環境対策特別貸付	500 万円 (設備資金)	6 か月	0.2%	1.8%
特別貸付	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. 本貸付の用途が、つぎの (1) から (7) のいずれかに当てはまること。				
	(1) 低公害車の導入（電気自動車、ハイブリッド車、九都県市あおぞらネットワーク指定車等）				
	(2) アスベストの除去工事				
特別貸付	(3) 騒音・ばい煙など公害防止のための設備の導入				
	(4) 再生可能エネルギーを利用した施設整備				
	(5) LED照明・窓遮光フィルムの導入・高反射率塗装工事				
	(6) 省エネ促進税制対象機器の導入				
特別貸付	(7) 屋上・壁面等の緑化工事				
	デジタル化・イノベーション等支援特別貸付	1,000 万円	12 か月	0.2%	1.8%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
	2. つぎの (1) から (3) のいずれかに当てはまること。				
特別貸付	(1) デジタル化推進に伴うもの				
	① デジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指すもの。				
	② 上記のほか、情報通信機器類の導入により、生産性の向上、業務効率化および経営の活性化を図るもの。				
	(2) 新技術・新製品開発に伴うもの				
特別貸付	① 製造業またはサービス業を営み、新技術・新製品開発を行うもの。				
	② 新技術・新製品の導入に伴う効果等の予測調査を行うもの。				
	(3) 事業転換・新分野進出に伴うもの				
	① 法人については登記上の本店所在地が、個人については事業所または住所が 5 年以上前から区内にあり、同一事業を引き続き 5 年以上営んでいる事業者が、区内で事業転換を行うもの。				
特別貸付	② 新分野への進出等により、区内で事業の多角化を行うもの。				
	3. 企業診断により適格と認められること。				
	※ 2 (1) デジタル化推進に伴う場合は不要				

貸付種類と資格要件		資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
特別貸付	アニメ産業特別貸付	1,000 万円	6 か月	0.2%	1.8%
	12 1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. アニメ制作に携わっている事業者であること。 3. 本貸付の用途が、アニメ事業に係るものであること。				
創業支援貸付（創業者向け）	緊急経営支援特別貸付	1,000 万円（運転資金）	24 か月	0.2%	1.8%
	13 1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 原油価格・物価高騰等の影響を既に受けている、または今後受けることが予想されていること。				
創業支援貸付（創業者向け）	創業支援貸付（一般）	1,000 万円	12 か月	0.4%	1.6%
	14 1. 事業を営んでおらず、これから開業を予定しているか、開業1年未満で開業時に他に事業を営んでいないこと。 2. 東京信用保証協会の保証対象業種を開業すること。また、開業する業種において必要とする国家資格（医師、弁護士等）を有すること。 3. 区内に主たる事業所を開設すること。かつ、法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること。 4. 開業 1 年未満の場合、開業時から継続して主たる事業所の所在地が区内であること。かつ、法人の場合は開業時から継続して登記上の本店所在地が区内であること。 5. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）を完納していること。 6. 給与所得者との兼業ではないこと。 7. 開業にかかる事業資金に対してその 3 分の 1 以上の自己資金を有すること（融資申込額は自己資金の 2 倍以内となります）。 8. 企業診断により適格と認められること（個人タクシー業を除く）。				
創業支援貸付（創業者向け）	創業支援特別貸付	500 万円	12 か月	0.2%	0.8%
	15 1. 創業支援貸付（一般）の要件 1 から 6 を満たしていること。 2. 産業競争力強化法に基づく、特定創業支援等事業を受けたことの証明書が発行されていること。 3. 創業計画書の内容について融資を希望する金融機関の承認を得ており、融資実行後も当該金融機関の指導・助言を受けること。				

2 マル経融資への利子補給

経営者向け

東京商工会議所を通じて、日本政策金融公庫からマル経融資（小規模事業者経営改善資金）を利用した場合に利子の一部を区が補助します。対象となる方には、申請書等をお送りします。

補助率 40%（通常型）

期 間 融資実行日から2年後の年度末3月31日まで

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で東京商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

融資限度額	2,000万円（1,500万円超の申込の場合は事業計画書の作成・提出が必要）
返済期間	● 運転資金 7年以内 ● 設備資金 10年以内
融資利率	1.25%（令和6年4月1日現在）

マル経融資の特徴

- ① 東京商工会議所の経営指導を通じて融資の推薦を行います。
- ② 安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ③ 担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。
- ④ 相談料、手数料などは一切不要です。

東京商工会議所練馬支部：〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階 TEL：03-3994-6521 FAX：03-3994-6589

3 セーフティネット保証制度の認定

経営者向け

セーフティネット保証とは

業況が悪化している業種（指定業種）や突発的な事由（取引先倒産、災害等）により経営の安定に支障が生じている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際の保証を信用保証協会が特例保証するものです。

法人は本店所在地、個人事業主は主たる事業所の所在地の区市町村で認定申請することができます。

なお、指定業種等の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

効 果

- 信用保証協会の通常限度額と別枠で保証を受けることができます。
- 保証料率がおおむね1%以下になります。

お申込み・問い合わせ先

練馬区経済課融資係

TEL：03-5984-2673

C

資金調達したい

D 補助金・助成金を活用したい



1 ホームページ作成費補助

経営者向け

創業者向け



概要 ※ホームページ開設の着手前の申請が必要になります。
ホームページを新たに開設する費用の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限5万円。

対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- ホームページを開設していないこと。
- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- 暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。

※新たに開設するホームページが、事業活動に関係ない内容の場合や、区外の事業所・支店等のみをPRする内容と認める場合は補助対象としません。

補助対象経費

- デザイン費、素材加工費、ウェブページ等のコーディング費
- CGI、PHP 等プログラムのコーディング費
- ホームページ上で公開する各種マルチメディア媒体の製作費
- 新たに独自ドメインを取得する場合の初年度経費

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

② 見本市等出展費用補助

経営者向け



概要 ※見本市等出展前の申請が必要になります。

販路拡大等の目的で、対象事業に該当する見本市等に出展する費用の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円（団体の場合は20万円）。

対象事業

中小企業者等の販路拡大、ビジネスマッチング等を主目的として開催される国内の見本市、展示会、博覧会等。ただし、練馬区および練馬区産業振興公社が主催または共催するもの、または出展の主目的が来場者への製品等の販売と認められるものを除く。

対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- 暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと。
- この補助金の利用が過去通算3回未満（練馬区が実施した補助を含む）であって、当年度利用していないこと。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。

補助対象経費

- 出展料、展示装飾費、設営費、出品製品等の運搬費および会場で配布するチラシ等の印刷費
ただし、見本市等の終了後も継続的に使用可能な備品等の調達に要する経費を除く。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

D

補助金・助成金を活用したい

3 各種認証等の取得支援補助

経営者向け



概要 ※事業着手前の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、ISO（国際標準化機構）や、JIS（日本工業規格）など国内外の公共機関などが定める規格への適合認証等を新規に取得する際の費用の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の3分の1以内で上限50万円。

対象事業

ISO9001、ISO14001、プライバシーマーク、CEマーキング等の各種認証取得に係る事業

※この補助金の交付は、各補助対象事業につき1回のみとし、同一年度内に重複して受けることはできません。

対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 事業所単位で各種認証等を取得する場合において、当該事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。

※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業している事業所を除きます。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

4 産業財産権の取得支援補助

経営者向け



概要 ※産業財産権に係る出願後、1年以内の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、新たに産業財産権を取得する際の費用の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円。

対象事業

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得に係る事業

※この補助金の交付は、各補助対象事業につき1回のみとし同一年度内に重複して受けることはできません。

対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。

※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者を除きます。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

5 商店街空き店舗入居促進補助

経営者向け

創業者向け



概要 ※事業採択申請時以前に賃貸借契約を締結している場合は対象となりません。必ず事前にご相談ください。

区内商店街で3か月以上空き店舗となっている賃貸物件で、新たに开店する個人事業主や法人に対し、店舗改修費や賃借料の一部を補助するとともに、相談員の訪問による経営サポートを行います。

支援内容

- 店舗改修費：補助対象経費の3分の2以内（区外事業者への発注の場合は2分の1以内）。
※上限 100 万円以内 初年度のみ
- 賃借料：補助対象経費の3分の2以内。
※上限 月額 1 年目 5 万円、2 年目 3 万円、3 年目 2 万円
- 経営サポート：本事業の支援を受ける方は、入居した店舗での営業を開始してから、3年の間に6回、ネリサポの相談員（中小企業診断士）による、経営面のサポート（経営指導）を受ける必要があります。

対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 区内商店街の空き店舗で、新たに事業を開始する具体的な事業計画があること。
- 週5日以上営業すること。
- 空き店舗所在地の商店会から入会承認（内諾）があること。
- 補助期間中、商店会員としてその活動への協力を継続していること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業する事業所を除きます。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

D

補助金・助成金を活用したい

6 新規ビジネスチャレンジ補助

経営者向け



概要 ※事業着手前の申請が必要となります。

新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む区内中小企業者等に対し、必要な費用の一部を補助するとともに、事業計画の策定・実行を伴走支援します。

支援内容

- 補助金額：補助対象経費の3分の2以内で上限100万円
- 経営サポート：交付決定後、最大2年の間に3回、ネリサポの相談員（中小企業診断士）による経営面のサポートを受ける必要があります。

対象事業

以下の条件をすべて満たす事業

- (1) 新市場への参入や新商品・新サービスの開発等の積極的な事業展開を図る取組
- (2) 概ね1年以内に、上記(1)の成果が現れることが見込まれる取組
- (3) 公社が定める中小企業診断士のサポートを受けて実施される取組

対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体等

- 法人においては本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでおり、確定申告を行っていること
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと
- 暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること
- 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがないこと
- 事業採択された場合、公社がホームページ等で事業者情報を公表することに同意すること

補助対象経費

補助対象事業に必要な費用のうち、補助金交付申請日以降、4か月以内に発注・納品・施工・支払が完了する経費（下記は一例です。）

- 商品開発にかかる費用
- 器具・備品購入にかかる費用
- 広報にかかる費用
- システム構築・改修にかかる費用
- 工事にかかる費用

※本補助金以外の補助金を受けている経費は対象外とします。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

申請時期

令和6年8月下旬（予定）

※採択申請は「jGrants」を利用した電子申請のみの受付となります。申請を希望される方は事前にgBizID（プライムまたはメンバーアカウント）の取得が必要となります。

7 専門家派遣費用補助

経営者向け

創業者向け



ネリサポでは、東京都中小企業振興公社（以下「都公社」という。）の専門家派遣事業を実際に利用された、区内中小企業者の方を対象として、派遣費用の自己負担分の一部を補助する制度を設けています。

対象となる専門家派遣制度

都公社の専門家派遣事業。ただし、ネリサポの専門相談メニューに含まれる、法律、デジタルサポート、労務、販路拡大・集客、経営、税務の分野での専門家派遣は原則として補助対象外となります。

対象者

ネリサポの総合相談、専門相談を踏まえて、専門家派遣の活用が必要と認められる方

補助対象経費

都公社の専門家派遣事業を利用した際の相談者の自己負担額の一部

補助金額

専門家派遣 1 回につき 1 万円、1 年度につき派遣 3 回分の 3 万円を限度とします。
(都公社の専門家派遣は、年度内 1 テーマで最大 8 回まで派遣が受けられます。)

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

8 個店連携イベント支援事業補助

経営者向け

D

補助金・助成金を活用したい

概要

区内商店会会員店舗（個店）が他店舗と連携（5 店舗以上）して実施するイベントについて、その経費の一部の補助を行います。

対象者

区内商店会会員等

対象事業など

対象事業	● 5 店舗以上が連携して取り組むつぎのいずれかに該当するイベント事業で、事業計画の承認を受けたもの ① 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの ② 自ら設定した新たなテーマを対象店舗が共有し、実現させるもの
補助金額	補助率：6 分の 5、補助上限：150 万円（参加店舗の半数以上が区内の商店会員） 補助率：3 分の 2、補助上限：100 万円（参加店舗における区内商店会会員店舗が半数に満たない場合）
補助対象経費	周知費用、会場設営費、景品費、記念品購入費など

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください

申請時期

第一締切：令和 6 年 3 月 29 日（金） ※既に締切りました
 第二締切：令和 6 年 6 月 28 日（金） 事業計画の承認：8 月中旬（予定）

※ 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

お申込み・問い合わせ先

練馬区商工観光課商工係

TEL : 03 - 5984 - 2675

9 練馬区福祉のまちづくり整備助成

経営者向け

概要 ※工事契約前にご相談ください。

区では、建築物のバリアフリー化を促進するために、店舗などのバリアフリー整備費用の一部を助成しています。

対象者

中小企業者、公益法人、管理組合等

助成金額など

	対象建築物	助成上限額（対象経費の 1/2）
改 修	店舗、診療所、公衆浴場など	100万円・30万円・5万円（整備内容による）
	床面積 1000 m ² 以上の共同住宅（共用部） ※共同住宅部分以外（店舗等）の部分は 床面積から除く	50万円

※各コースによって、それぞれ必要な要件があります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

対象設備

段差解消、手すり設置、和式トイレの洋式化、出入口の自動ドア化、ベビーベッド等乳幼児設備の設置、折りたたみスロープなど簡易な設備の購入など

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。区ホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

お申込み・問い合わせ先

練馬区建築課福祉のまちづくり係

TEL : 03 - 5984 - 1649

コラム① 「職場でのハラスメント」って何？

「ハラスメント」とは、「いじめや嫌がらせ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

- **パワー・ハラスメント** …… 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- **セクシュアル・ハラスメント** …… 職場において性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること。
- **マタニティ・ハラスメント** …… 妊娠・出産や、育児休業等の制度の利用、妊娠又は出産に起因する症状による職務への影響等を理由として解雇や降格、就業環境を害することなど不利益な取り扱いを行うこと。

【これってハラスメント？】

あなたの周りで気になるハラスメントはありませんか？
以下のサイトでは、ハラスメントを動画で確認することができます。
ぜひ、ご覧ください。

動画で学ぶハラスメント（厚生労働省HP）



コラム②「職場でのハラスメント」練馬区の調査では P.25 です。

10 練馬区耐震化促進事業助成

概要

区では、事務所や店舗など民間建築物等の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施について、費用の助成を行い建築物の耐震化促進を図っています。

また耐震改修工事等の費用に対しても助成ができる場合があります。諸条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象者

- 建築物の所有者
ただし、住民税等を滞納していないこと、建築物の所有者が国または地方公共団体でないこと、および第三者へ転売する目的のために住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者でないこと

対象建築物等

- 昭和 56年 5月 31日以前に新築の工事に着手した建築物
- 建築物が適法であること
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと

アドバイザー派遣・簡易耐震診断助成内容

	助成率		助成限度額
	—	面積に応じた金額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	—	43,000円
簡易耐震診断	費用の 10/10※	建物の延べ床面積 ア：1,001㎡未満 イ：1,001㎡以上3,501㎡未満 ウ：3,501㎡以上の部分	ア：372,000円 イ：496,000円 ウ：745,000円

※簡易診断の実施に必要な図面等がない場合における当該図面作成費用は対象外となります。

耐震診断・実施設計・改修工事助成内容

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額 イ：区が定めた面積区分による単価で算出した費用の額	2/3	150万円
実施設計			200万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	1/6	1,000万円

※延べ床面積が1,000㎡未満等の建築物は、耐震診断だけの助成(助成限度額100万円)となります。

※緊急輸送道路沿道建築物の場合は、助成率と助成限度額が異なります。

必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
区ホームページにも掲載しています。

申請時期

通 年

お申込み・問い合わせ先

練馬区防災まちづくり課耐震化促進係

TEL : 03 - 5984 - 1938

D

補助金・助成金を活用したい

11 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助

経営者向け

概要

下記の設備を新たに設置した事業者の方に対し、費用の一部を補助します（先着順。予算がなくなり次第終了）。

補助対象設備・補助上限額

- ① 太陽光発電設備 [1kW以上] (20万円)
※蓄電システム、エコキュート、V2H のいずれかと連携していることが必要。
- ② 蓄電システム (6万円) ※太陽光発電設備またはエネファームのいずれか同時設置かつ同時申請の場合に限る。
- ③ エネファーム【家庭用燃料電池システム】 (5万円)
- ④ エコキュート【自然冷媒ヒートポンプ給湯器】 (2万5千円)
- ⑤ V2H【ビークル・トゥ・ホームシステム】 (10万円)
- ⑥ 窓の断熱改修 (12万円)

※補助金額の算出方法は、対象設備ごとに定められた方法により算出した金額と上限額とを比較し、低いほうの金額（千円未満切り捨て）となります。

補助対象要件・必要書類等

申請には要件があります。詳しくは下記問い合わせ先まで、ご連絡ください。
区ホームページにも掲載しています。右の二次元バーコードからご覧いただけます。



申請受付方法

窓口（持参）または郵送 ※郵送の場合、投函から到着までお時間がかかりますのでご注意ください。

申請受付期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 7 年 3 月 17 日（月）
※窓口は平日（月～金曜）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（祝休日、年末年始を除く）
※郵送の場合は必着

申請基準日（設備設置日等）

対象設備ごとに定める「申請基準日」が、令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 7 年 1 月 31 日（金）の期間にあるものが受付対象です。

※申請基準日は対象設備によって異なりますので、ご注意ください。

中小企業者等向けの省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口（東京都）のご案内

省エネの知識や経験が豊富なエネルギー管理士等の資格を持つ専門家によるアドバイスを無料で受けられます。詳しくは、右の二次元バーコードからご覧ください。
問い合わせ先 クール・ネット東京 TEL：03-5990-5239



申請窓口・
問い合わせ先

練馬区環境課地球温暖化対策係（補助金担当）

練馬区役所本庁舎 18 階

TEL：03-5984-4706

E セミナー・商談会を活用したい



1 創業！ねりま塾

創業者向け



これから起業を考えている方、具体的に起業に向けて事業プランをお持ちの方、創業して間もない方などを対象とした、起業・創業セミナーです。

※このセミナーは、産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業であり、中でも実践編は、「特定創業支援等事業」に認定されています。P. 22の優遇措置が受けられるほか、P. 10の創業支援特別貸付の対象事業となっています。

※入門編、基礎編（女性編、一般編・夏）の募集は、締切りました。

入門編

対象	起業を考えている方、起業に興味がある方
内容	起業に関する講演、ミニセミナー
受講料	無 料
場 所	区民・産業プラザ Coconeri ホール

基礎編（一般編・夏）

対象	3年以内に起業したい方
内容	スモールビジネスの始め方、コンセプトシートの説明
受講料	1,000 円
場 所	区民・産業プラザ研修室 1

基礎編（一般編・冬）

日程	定員	募集
[会場] 1月18日（土）	40名	12月11日（水）～
対象	3年以内に起業したい方	
内容	スモールビジネスの始め方、コンセプトシートの説明	
受講料	1,000 円	
場 所	区民・産業プラザ研修室 1	

応用編

日程	定員	募集
[会場] 9月14日（土） [オンラインライブ] 9月18日（水）	[会場]40名 [オンライン]20名	8月11日（金）～
対象	コンセプトシートを完成させたい方	
内容	コンセプトシートの作成	
受講料	各 1,000 円	
場 所	区民・産業プラザ研修室 1 ほか	

基礎編（女性編）

対象	練馬区内で起業を考えている女性の方
内容	女性ならではの起業方法、コンセプトシートの説明
受講料	1,000 円
場 所	区民・産業プラザ研修室 1

基礎編（若者編）

日程	定員	募集
[会場] 7月13日（土）	40名	6月11日（火）～
対象	39歳以下の起業を考えている方、起業に興味がある方	
内容	アイデアの出し方、コンセプトシートの説明	
受講料	1,000 円	
場 所	区民・産業プラザ研修室 1	

実践編（6日制）

日程	定員	募集
[会場] 10月26日、11月2日、9日、16日、23日、12月7日	30名	9月11日（月）～
対象	本格的に起業を考えている方、起業しておおよそ3年以内の方	
内容	ビジネスプランの作成	
受講料	20,000 円	
場 所	区民・産業プラザ研修室 1 ほか	

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020

E

セミナー・商談会を活用したい

「特定創業支援等事業」とは

産業競争力強化法に基づいて、国に認定された区市町村の創業支援等事業計画における創業支援等事業のうち、経営、販路開拓、財務、人材育成に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援を、創業する方または創業後5年未満の方に対して行う事業を言います。

特定創業支援等事業に認定されている事業を受講し、練馬区から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けることで、下記の優遇措置が受けられます。

優遇措置の内容

- ① 株式会社または合同会社を設立し登記する際の登録免許税が資本金の0.7%から0.35%に減額されます。
※練馬区内で会社を設立する予定の方が対象です。
- ② 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始6か月前から受けられます。
(通常2か月前から)
- ③ 日本政策金融公庫の融資制度である「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。
※練馬区内で創業する予定の方が対象です。
- ④ 東京都「創業融資」の創業支援特例が適用され、融資利率が0.4%優遇されます。

これらの優遇措置は、今後、法改正等により変更される場合がありますので、ご承知おきください。詳しくは下記までお問い合わせください。

お申込み・問い合わせ先

練馬区経済課産業振興調整係

TEL : 03 - 5984 - 1194

練馬区経済課庶務係

TEL : 03 - 5984 - 2672

2 経営者セミナー

経営者向け

創業者向け



事業を営んでいる方や、創業して間もない方などを対象とし、販路拡大、企画提案力アップなど、年度ごとに設定したテーマにもとづいたセミナーを開催します。各セミナーでは会場での開催とあわせてオンラインライブ形式での開催も行い、参加希望者が状況にあったセミナー参加方法を選択できます。

対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

参加費

有 料

日程

年 8 回程度

場所

区民・産業プラザ研修室 1 ほか

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03 - 6757 - 2020



3 ネリサポ オンラインセミナー

経営者向け

創業者向け

創業者や事業者等を対象とし、短い時間で気軽に視聴できる動画を配信しています。起業・創業、ビジネスに関するテーマのほか、国の補助金に関する最新の情報や申請のポイントなども随時提供し、経営における課題解決のヒントの提供を図ります。

対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

日程

年 12回程度

参加費

無 料

場所

練馬ビジネスサポートセンター ホームページ
「ねりさぽビジネスラボ」内

問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター
TEL : 03 - 6757 - 2020

「ねりさぽビジネスラボ」



4 企業・事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や実践等についての講座を開催します。

対象者

区内中小企業者・勤労者・創業希望者・その他受講を希望する区民

申込時期

セミナー開催日の 1 か月前程度から受講の受付を行います。

開催時期

令和 6 年度は 11 月頃を予定

※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

参加費

無 料

お申込み・問い合わせ先

練馬区立男女共同参画センター

TEL : 03 - 3996 - 9007

5 一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

一般社団法人練馬産業連合会では、区内商工事業者の経営の安定と向上を目的に、企業および従業員にとって有益な各種セミナー等を実施しています。

開催例

- 労働法・知的財産法などの法律に関するセミナー
- 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会、練馬・豊島・板橋地区安全衛生推進大会
- ものづくり企業への視察会

参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人練馬産業連合会
〒176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10

TEL : 03 - 3991 - 0530
FAX : 03 - 3994 - 8008

E

セミナー・商談会を活用したい

6 東京商工会議所の講演会・セミナー

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

東京商工会議所では、企業を取り巻く様々な経営環境の変化に対応し、経営の「安定」「革新」「リスク管理」を図る一助として、専門家による講演会・セミナー（教材費等、一部を負担していただく場合もあります）を中小企業の経営者や従業員を対象に開催しています。オンラインで開催する場合もあります。詳しくは、ホームページで随時お知らせしています。

開催例

金融	● 制度融資説明	● 資金調達	● 財務諸表作成
税 務	● 税務全般	● 税務申告対策	● 申告書記入
経営一般	● 販売促進	● 経営者のマネジメント力向上	
情報化	● IT 活用	● デジタルシフト	
労 務	● 労務管理	● 労働保険や社会保険の年度更新	
その他	● 法律	● まちづくり	● 危機管理
東商有料講座	● 新入社員研修	● エクセル応用	● 貿易実務

問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階

TEL : 03-3994-6521

FAX : 03-3994-6589



7 公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会の各種研修会

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会では、それぞれ企業の人材教育や経営支援に活用できる各種研修会を開催しています。

開催例

● 税務研修会 ※年末調整・法定調書講座 など

● 簿記研修会 ※東京商工会議所共催 など

参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

その他、決算法人説明会、新設法人説明会等も開催しています。

詳しくは、それぞれのホームページをご覧ください。

問い合わせ先

公益社団法人練馬東法人会

〒176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10

TEL : 03-3994-7272 (代表)

FAX : 03-3948-9205



公益社団法人練馬西法人会

〒178-0063 練馬区東大泉 6-47-15

TEL : 03-3923-7272

FAX : 03-3923-7285



8 練馬産業見本市

経営者向け

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を区民の皆様に知っていただくことを目的として、産業見本市を練馬区主催で開催します。

日時

10月20日（日）（予定）

申込時期

未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

会場

区民・産業プラザ Coconeriホール等（予定）

内容

自社製品等の展示、販売等

対象

区内事業者等

参加費

3,000円

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL : 03 - 5984 - 1483

9 練馬ビジネスチャンス交流会

経営者向け

創業者向け

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図るため、練馬ビジネスチャンス交流会を練馬区主催で開催します。

日時

7月・11月・2月頃（予定）

申込時期

未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

会場

未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

内容

参加事業者同士の交流や商談

対象

区内事業者および区外近隣の事業者

参加費

無料

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL : 03 - 5984 - 1483

コラム② 「職場でのハラスメント」練馬区の調査（※）では

- 「過去5年間に本人または家族の**人権が侵害された**、または**差別**を受けた人」は34.1%で、内容別では「**職場でのハラスメント（15.7%）**」が最も多くなっています。
なお、内容の2位は「男女差別（10%）」、3位は「あらぬ噂・誤った情報により名誉・信頼を傷つけられた（6.4%）」、4位は「子どもへのいじめ・虐待（4.9%）」です。
- 職場でのハラスメントの具体的内容は、「**パワー・ハラスメント**」が最多となっています。
- ハラスメントを受けた人の相談先は、「**同僚・職場の人**」が多くなっています。
- ハラスメントの**防止に取り組んでいない事業所は約4割**で、その多くは規模の小さい事業所でした。

詳しい調査結果はこちら

- * 「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査 報告書（概要版）」
（令和6年2月）

PDF版（練馬区）



コラム③「職場でのハラスメント」防止のために はP.29 です。

E

セミナー・商談会を活用したい

F 勤労者の福利厚生等に関すること



1 なりまファミリーパック

経営者向け

勤労者向け

会 員	● 区内の企業に勤務する勤労者および事業主 ● 区内在住で企業に勤務する勤労者および事業主		
入会金	1人 200円	会 費	1人 月額 500円 ※事業主が従業員の会費を負担した場合、福利厚生費として税法上の損金または必要経費として処理できます。 (特定の従業員のみの加入を除きます)
事業内容	生活充実	慶弔見舞金の支給、創立記念事業補助 食事券・商品券のあっせん 中小企業退職金共済制度の情報提供	
	健康増進	人間ドック・定期健康診断・予防接種費用の利用補助 日帰り温泉・スポーツクラブ等のチケットあっせん	
	自己啓発	観劇・展覧会・映画券等のチケットのあっせん 練馬文化センター主催事業・カルチャーセンター等の利用補助	
	余暇活動	遊園地・水族館等のチケットあっせん プロ野球・サッカー・大相撲等のチケットあっせん パッケージツアー・はとバスの利用補助	
問い合わせ先	一般社団法人練馬区産業振興公社 なりまファミリーパック 〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階		TEL : 03-3993-6600 FAX : 03-3993-4370

2 中小企業等従業員表彰

経営者向け

勤労者向け

練馬区では、従業員の勤労意欲増進と定着の向上を図り、中小企業等の振興に寄与することを目的に勤務成績良好な従業員を表彰しています。

対象

- ① 本社が区内の中小企業等であること。(勤務地が区外も含む。)
- ② 上記事業所に、【A】10年以上～20年未満 【B】20年以上～30年未満 【C】30年以上勤続していること。
- ③ 勤務成績が良好であるもの。
- ④ 以下の事由に該当するものでないこと。
 - 事業主の同居親族。ただし、従業員と認められる事由のある者を除く。
 - 事業主（法人の場合は代表者）および法人等の役員（従業員と認められる事由のある役員は除く。）
 - 既に表彰された者（ただし、上記【A】で表彰された者が、同【B】および【C】に該当する場合、または【B】で表彰された者が【C】に該当する場合は表彰の対象となります。）
 - 表彰式当日まで引き続き勤続しない者
 - その他表彰することが不適当と認められる者

表彰式

令和6年11月頃（予定）

場所

区民・産業プラザ Coconeri ホール
詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

推薦方式

申請書を記入の上、経済課中小企業振興係（練馬区役所本庁舎9階）へ提出。

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL : 03-5984-1483

3 労働意識の啓発事業

経営者向け

勤労者向け

中小企業にお勤めの方および区民の方に、労働相談の開催や労働問題に関する情報の提供を行います。

労働講座

区内に在住・在勤する勤労者を対象に、労働に関わる社会的関心の高い諸問題をテーマとした講座を開催します。

労働問題に関する情報の収集と提供

労働問題全般に関わる基礎的知識や、労働環境に関する情報普及のために、図書や資料の閲覧・貸出を行っています。

対 象	区内在住または在勤の勤労者
貸 出	1人4冊 2週間以内

問い合わせ先	練馬区立勤労福祉会館 〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL : 03-3923-5511 FAX : 03-3923-5512
--------	---	--

労働相談（従業員向け）

労働条件、退職トラブルなど、職場で起きるさまざまな問題について、専門の相談員がお答えします。

	練馬区立勤労福祉会館	サンライフ練馬
対 象	区内在住または在勤の勤労者	
相談日	随時実施（要事前電話予約）	第1・2・3・5水曜日（祝休日除く）および第4土曜日 10時～12時、13時～16時（受付は15時30分まで） （要事前電話予約）
相談員	社会保険労務士	

問い合わせ先	練馬区立勤労福祉会館 〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL : 03-3923-5511 FAX : 03-3923-5512
	サンライフ練馬 （練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター） 〒176-0021 練馬区貫井 1-36-18	TEL : 03-3970-0250

G 区内施設を利用したい



事業者や勤労者の皆様にご利用いただける区立施設を紹介します。利用方法等について詳細は、区ホームページをご参照いただくか、各区立施設までお問い合わせください。

名 称	貸出施設名		
区民・産業プラザ (※1)	研修室 1 (分割利用可)	研修室 2 (分割利用可)	
	多目的室 1・2	研修室 3・4・5	
	Coconeri ホール (1/3 面、2/3 面での分割利用可)		
	産業イベントコーナー		
石神井公園 区民交流センター	展示室兼集会室	大会議室 (1) (2) ((1) (2) 併せての利用が原則)	
	会議室 1・2・3	和室 1・2	研修室
	テスト室	料理実習室	パーソナルスペース (※2)
サンライフ練馬	研修室 1・2	和室 1・2	クラブ室
	職業相談室	体育室	トレーニング室
勤労福祉会館	会議室 大・中・小	和室大・小	集会室
	職業講習室兼会議室	音楽室	料理室
	トレーニング室		

※1 区民・産業プラザの貸出施設のうち、多目的室を除く施設では、営利を目的とした利用ができません。

(Coconeriホール・産業イベントコーナーでは不特定多数の方を対象とする利用も可)

※2 石神井公園区民交流センターのパーソナルスペースは、テレワーク等にご利用いただけます。(要予約)



施設連絡先

区民・産業プラザ
〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 3・4 階

TEL : 03-3992-5335
FAX : 03-6757-1012

サンライフ練馬 (東京中高年齢労働者福祉センター)
〒176-0021 練馬区貫井 1-36-18

TEL : 03-3990-0185
FAX : 03-3990-0188

石神井公園区民交流センター
〒177-0041 練馬区石神井町 2-14-1
石神井公園ピアレスA棟 2・3 階

TEL : 03-5910-3451
FAX : 03-5910-3440

勤労福祉会館
〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36

TEL : 03-3923-5511
FAX : 03-3923-5512

その他区立施設の利用について

練馬区内には、ここで掲載したもの以外にも、生涯学習のための施設、地域活動のための施設など、多数ございます。詳しくは、区ホームページを参照のうえ、各施設までお問い合わせください。

コラム③ 「職場でのハラスメント」防止のために

【事業主が、ハラスメント防止のために講ずべき措置】

- ① 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

詳細は、下記パンフレットをご覧ください。



- 職場における
 - ・パワーハラスメント対策
 - ・セクシュアルハラスメント対策
 - ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！

PDF版（厚生労働省）



● カスタマーハラスメント対策企業マニュアル

顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の防止対策の一環として、厚生労働省が関係省庁と連携の上、作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」です。

PDF版（厚生労働省）



【あかるい職場応援団（厚生労働省のハラスメント対策の総合情報サイト）をご覧ください】



<掲載情報>

- ・ハラスメントの基本情報
- ・法律と防止のための措置
- ・他の企業の例
- ・裁判例
- ・相談窓口
- ・研修講座
- ・各種リーフレット
- ・解説動画

（厚生労働省HP）



G

区内施設を利用したい

H 働きたい・雇用したい



1 内職紹介

経営者向け

就職希望者向け

外に働きに出ることが困難な区民の方を対象に、内職事業所の情報提供を行っています。
また、内職者をお探しの事業者の登録を受け付けます。

内職をお探しの方

内職をお探しの方に、内職求人事業所一覧をお送りしています。また、区ホームページにも掲載しています。ご自身で直接希望する事業者へお問い合わせいただき、仕事内容や委託条件などをご確認ください。

※就業の条件として、ご自身での物品の運搬や、事前研修を条件としている事業者が多くあります。内職を引き受ける際は、条件をよくご確認ください。

主な仕事

(例) 簡単な手作業、縫製、編み物など

内職者を求めている事業者の方

事業者からの内職求人を募集しています。事業所の所在地については区内、区外は問いません。
内職に適した仕事がありましたら、数量の多少にかかわらず、お気軽にご連絡ください。

窓口・
問い合わせ先

練馬区経済課産業振興調整係

TEL : 03 - 5984 - 1194

2 仕事紹介

就職希望者向け

ワークサポートねりま（ふるさとハローワーク）

ハローワーク池袋の協力により、仕事をお探しの区民の皆様を支援する「ワークサポートねりま」を石神井公園区民交流センター 2 階に開設しています。年齢にかかわらず、どなたでもご利用いただけます。

窓口・
問い合わせ先

〒177-0041 練馬区石神井町 2-14-1
石神井公園区民交流センター 2 階

TEL : 03 - 3904 - 8609
FAX : 03 - 3997 - 1009



3 就職面接会 in 練馬

就職希望者向け

就職面接会 in 練馬

就職を希望している方に就職面接会を実施し、就職する機会をつくれます。

日付・場所 (予定)	第1回 8月26日(月)	区民・産業プラザ 研修室2ほか (練馬区練馬1-17-11 Coconeri 3階)
	第2回 1月29日(水)	区民・産業プラザ 研修室2ほか (練馬区練馬1-17-11 Coconeri 3階)
参加企業	3～4社 ※開催日の概ね2週間前には、ハローワーク池袋および区ホームページで公開予定	
必要書類	履歴書(写真貼付)、職務経歴書、ハローワークの紹介状	
共催	ハローワーク池袋、練馬区	

問い合わせ先	ハローワーク池袋 職業相談第一部門	TEL : 03 - 5911 - 8609 ダイヤル後、音声案内により41 #を押してください。
	練馬区経済課産業振興調整係	TEL : 03 - 5984 - 1194

I 国・都の施策情報が知りたい



1 ミラサポ plus

経営者向け

創業者向け

「ミラサポ plus」は、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国の Web サイトです。

ミラサポ plus の主な機能

支援制度を探す	中小企業・小規模事業者を対象として、補助金 / 税 / 認定など様々な支援制度を紹介します。
経営相談をする	中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上のお悩みを解決する、地域の支援機関や専門家を紹介します。
事例を探す	中小企業・小規模事業者の様々な経営事例集を集めています。経営や支援制度の活用例としてもご参考に。
URL	https://mirasapo-plus.go.jp/
	ミラサポ plus 検索

2 中小企業ビジネス支援サイト J-Net21

経営者向け

創業者向け

J-Net 21 は、中小企業基盤整備機構が運営する中小企業支援サイトです。公的機関の支援を中心に、経営に役立つ様々な情報を提供しています。

J-Net 21 の主な機能

起業のための情報	創業・起業を目指す人向けに、業種別開業ガイドなど起業準備に必要な様々な情報を掲載しています。
経営に関する情報	販路開拓、事業拡大に関する情報、経営課題にこたえる Q&A など、経営に関する様々な情報を掲載しています。
支援情報	全国の中小企業支援機関の最新の施策情報や、その施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載しています。
URL	https://j-net21.smrj.go.jp/
	J-Net21 検索

3 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

経営者向け

創業者向け

東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供しています。ホームページでは公社が実施する支援事業をご案内するとともに、国や都など関係機関の情報も発信しています。

公益財団法人 東京都中小企業振興公社ホームページの主な機能

施策情報提供	公社が実施する支援事業の他、国や都の施策情報をわかりやすく提供します。
企業情報検索	公社が長年蓄積した情報を公開することにより、企業間取引の促進を図ることを目的としています。 →こんな時にご利用ください ● 製品試作の外注先を探したい、受注量増大に伴い新たに協力企業を探したい など
URL	https://www.tokyo-kosha.or.jp/
	東京都中小企業振興公社 検索

4 TOKYO はたらくネット(東京都)

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

就職希望者向け

東京都の雇用就業に関する総合 WEB サイトです。都の雇用・就業施策のほか、職業訓練や労働相談などに関する情報を提供しています。事業者向けの情報のほか、従業員の方、就職希望者向けの情報が掲載されています。

TOKYO はたらくネットの主な機能

事業主向けの情報	助成金の案内、従業員を雇う、雇用環境の整備、人材育成・社員教育、福利厚生
従業員向けの情報	技能・資格を身につける、仕事の悩みを相談する、福利厚生
就職希望者の情報	求人情報の案内、職業訓練など各種セミナー等の案内
URL	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/
	TOKYO はたらくネット 検索

練馬区の観光案内所

練馬区には2つの観光案内所があります。

案内所では区内の観光スポットや各種イベントを紹介するほか、区内事業者や区民の自選・他薦で集めた、地域のお土産「ねりまのオススメ商品コレクション“ねりコレ”」を販売しています。さらに練馬区公式アニメキャラクターのねり丸のオリジナルグッズや様々な工夫を凝らした観光ガイドマップなどもご用意しています。

条件を満たせば皆さんの商品やイベントも紹介可能です。ぜひお問い合わせください。

ねりま観光案内所

Free Wi-Fi

西武池袋線練馬駅中央北口を出て左手、ペデストリアンデッキで連結された“ココネリ”ビルの3Fにねりま観光案内所があります。充実の商品ラインナップの他、練馬区関連の書籍やゆかりの作家のサインなど、練馬の顔として観光情報を発信しています。



店内に入って左の棚には練馬に関する書籍や資料を配架しています。また、閲覧コーナーも併設しています。



観光情報等を表示するデジタルサイネージは奥の産業イベントコーナーの催事にも活用できます。



ねりコレ商品等販売コーナー
※事前にオーダーいただければ、ご予算に合わせてねりコレ商品の詰め合わせも承ります。

ねり丸グッズコーナー



案内所外観



ねりま観光案内所
スタンプ



マンホールカード
矢吹丈（あしたのジョー）
©高森朝雄・ちばてつや／講談社

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1
TEL：03-3991-8101
営業時間：9:00～21:00
休業日：年末年始（12月29日～1月3日）

石神井観光案内所

Free Wi-Fi

西武池袋線石神井公園駅中央改札を出て南口方面すぐのコンビニ脇にあります。区民憩いのスポットである石神井公園に関する様々な案内はもちろん、石神井ならではの伝統工芸作家の作品など、練馬の豊かな自然と文化の側面から観光情報を発信しています。



案内所外観



石神井公園観光
案内所スタンプ



ねりコレ商品等販売
コーナー

明るい店内はシンプルかつ機能的な動線設計になっています。また窓側には練馬の伝統工芸品なども展示・販売しています。

ねり丸グッズコーナー



マンホールカード
メーテル（銀河鉄道999）
©M/L・T

〒177-0041 練馬区石神井町 3-23-8
TEL：03-5923-9220
営業時間：9:00～19:00
休業日：年末年始（12月29日～1月3日）



©2011練馬区ねり丸

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」

令和6年度 中小企業サポートガイドブック

編集・発行

練馬区産業経済部経済課

練馬区豊玉北6丁目12番1号

TEL：03-3993-1111(代表)

令和6年(2024年)6月発行